

流山市農業委員会
令和6年第10回
総会議事録

令和6年10月9日招集

流山市農業委員会

流山市農業委員会令和6年第10回総会議事録

- 1 期 日 令和6年10月9日(水)
- 2 場 所 流山市役所第306会議室
- 3 議 長 名 水代 啓司
- 4 署名委員 1番 鈴田 徹
2番 矢口 優子
- 5 出席農業委員(委員12名)

1番 鈴田 徹	2番 矢口 優子
3番 池田 操代	4番 金子 文雄
5番 鈴木 亨	6番 金子 孝博
7番 中嶋 清	8番 小菅 康男
9番 石井 保	10番 岡田 長政
11番 山崎 日出男	12番 水代 啓司
- 6 欠席農業委員(委員0名)
- 7 出席農地利用最適化推進委員(委員3名)

1地区 藍川 治助	2地区 森田 元彦
	2地区 海老原 節雄
- 8 欠席農地利用最適化推進委員(委員1名)

1地区 染谷 文夫

- 9 書記名 事務局主事 窪田 優成
- 10 事務局 事務局長 深津 博樹
事務局次長 染谷 晃
事務局主任主査 秋元 敏男
事務局会計年度任用職員 斉藤 恒夫
- 11 会議目次

議案第46号	農地法第5条の規定による許可申請について(一時転用)	1
議案第49号	農地法第3条の規定による許可申請について	8
議案第50号	農用地利用集積計画の決定について	9
議案第51号	地方自治法第180条の2の規定による市長の権限に属する事務の一部 委任の協議について	10
報告第24号	令和6年度流山市利用状況調査結果について	12
報告第25号	生産緑地買取り申出による農業従事者への斡旋について	13
報告第26号	合意解約の通知について	14
報告第27号	専決処理の報告について	14

▲開会 午後2時59分

○水代会長 それでは、ただ今から令和6年第10回流山市農業委員会総会を開会いたします。

ただいまのところ出席委員は12名中12名で定足数に達しておりますので、会議は成立していることを報告いたします。

また、農地利用最適化推進委員より3名出席していることを報告いたします。

なお、染谷推進委員から欠席の旨届出がありましたので、報告いたします。

次に、本日の総会の議事録署名委員の指名を行います。

流山市農業委員会会議規則第14条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○水代会長 異議なしと認めます。

1番 鈴田委員、2番 矢口委員を指名いたします。

次に、会議書記の指名を行います。

本日の会議の書記として、窪田主事を任命いたします。

次に、本日の総会の議案につきまして、事務局より説明をお願いします。

染谷次長。

◎染谷次長 お手元に配布させていただきました議案書を2枚めくっていただき、この議案書の「会議目次」を御覧ください。

本日、御審議いただく案件につきましては、継続審議となっております議案第46号「農地法第5条の規定による許可申請について(一時転用)」から、議案第50号「農用地利用集積計画の決定について」と別紙でお配りしております議案第51号「地方自治法第180条の2の規定による市長の権限に属する事務の一部委任の協議について」までの4議案について、審議いただきたいと思います。

また、報告事項といたしましては、報告第24号「令和6年度流山市利用状況調査結果について」から、報告第27号「専決処理の報告について」までを報告させていただきます。

説明は以上です。

よろしくお願い申し上げます。

○水代会長 ただいまの説明について、何か御質問ございますか。

(なしの声あり)

○水代会長 なしと認めます。

これより議事に入ります。

○水代会長 議案第46号「農地法第5条の規定による許可申請について(一時転用)(継続審議)」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の1ページを御覧ください。

議案第46号

農地法第5条の規定による許可申請について(一時転用)(継続審議)
次のとおり、許可申請があったので審議を求める。

令和6年10月9日提出

今月の申請は11件で、いずれも農地造成を伴う一時転用です。

農地造成については、造成工事期間中は、農地として耕作ができないことから、一時転用の許可申請が必要となるものです。

一時転用許可の審査基準については、

- ・従来の農地より高い利用価値を有する農地に復元できること。
- ・周辺農地の農業生産条件へ悪影響や導水路の分断を招く恐れがないこと。
- ・農地造成の一時転用許可の期間は3年以内とすること。
- ・埋め立て土量の確保の見込みがあること。
- ・搬入される土砂の地質について、安全性が確保できること

などが、基準とされております。

始めに、議案の1番から7番については、権利者が同一であるため一括して説明いたします。

申請地は、西深井の田 30筆 合計面積13,278.28平方メートルです。

案内図と計画図については、議案案内図の1ページから4ページにございますので、併せて御参照ください。

権利者は、野田市今上に所在する法人です。

権利の種類は、使用貸借権の設定で、転用目的は、土砂等の利用による農地造成です。

一時転用の期間は、令和9年10月19日までの3年間です。

併せて、造成後は権利者が農地を取得する予定のため、この法人について説明いたします。

主な事業として、農産物の生産や加工・販売を目的に、平成27年5月に設立した法人です。

なお、農地を取得することになるため、営農計画や法人の定款等を提出してもらい、農地取得に当たっての法人の要件に適合しているか確認しています。

法人形態については、非公開の株式会社であり、要件を満たしています。

主たる事業については、農産物の生産・加工・販売です。

主な作物については、米・玉ねぎ・トマトです。

法人の役員については、代表取締役が農業に常時従事する計画です。

次に、議案8番から11番については、権利者が同一であり申請地が隣接しているため一括して説明いたします。

申請地は、前ヶ崎の田 5筆 合計面積8,029平方メートルです。

案内図と計画図については、議案案内図の5ページから7ページにございますの

で、併せて御参照ください。

権利者については、柏市亀甲台町に所在する法人です。

権利の種類は使用貸借権の設定で、転用目的は土砂等の利用による農地造成です。

一時転用の期間は、令和7年6月30日までです。

説明は以上です。

よろしくお願い申し上げます。

○水代会長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

鈴木委員長。

○鈴木委員長 継続審議となっております議案第46号「農地法第5条の規定による許可申請について(一時転用)」について御報告いたします。

継続審議の案件は、農地造成によるものが11件です。

始めに、1番から7番については、権利者が同一のため一括して御報告いたします。

本案については、先月に義務者とのヒアリングは終えているため、現地調査と権利者からヒアリングを行い審議いたしました。

申請地と農地区分について、前方の地図で説明いたします。

申請地は、東武線運河駅の西約2.2キロメートルに位置し、おおむね10ヘクタール以上の一団の農地であるため、第1種農地と判断いたしました。

権利の種類は使用貸借権の設定で、転用目的は建設発生土を利用した農地造成です。

一時転用の期間は、令和9年10月19日までの3年間です。

権利者は、野田市今上に本店を置く法人で、平成27年に設立されております。

経営面積は約20ヘクタールで、事業内容としては農産物の生産・加工・販売を行っています。

申請理由ですが、申請地は野田市南部土地改良区の区域内であります、現在は休耕状態となっています。

今後は農業の収益性の観点からも、水田として継続利用が困難のため、農地を埋め立て、畑として造成するため申請があったものです。

農地造成後は、当該法人が農地法第3条で申請地を所有権移転し、栗・サツマイモの作付けを予定しているため、当該法人から作付け誓約書・計画書が添付されています。

次に、前方の土地利用計画図で事業計画の概要について説明いたします。

埋立て面積は約13,000平方メートル、土量については約34,000立方メートルを搬入することです。

土砂の搬出元は、豊島区池袋の建設現場です。

なお、土砂の安全性については、地質分析結果証明書および土砂発生元証明書が添付されております。

農地造成の方法については現況の表土を1メートルすき取り、場内に保管します。

すき取った上部に、建設発生土を約2メートル埋め立て、その上に保管した現況の表土1メートルを覆土する計画です。

法面は30度の安定勾配で突き固めるとともに種子吹付を行い、土砂の崩落を防止します。

また法面の上部は30センチメートルの小堤を設けるとのことです。

雨水については全面敷地内浸透とし、隣接地との境界には30センチメートルの素掘りの水路を設ける計画です。

次に、搬入ルートは流山インターを出た後、南の丁字路から流山街道を北上し、運河駅の前を通過、野田市山崎の交差点を西に進み、玉葉橋との交差点を南下し搬入する計画です。

1日の搬入台数は20台を予定しております。

周辺農地所有者への説明状況についてですが、隣接農地の所有者に、農地造成を行い、畑として効率的な耕作をする旨を説明したところ、特に意見はなかったということでした。

資金計画については、造成費や土地改良区の負担金などで合計約1,900万円です。

資金については、自己資金と融資にて賄う計画であり、自己資金については、金融機関発行の残高証明書および融資に関する書面が添付されております。

次に、他法令につきましては、千葉県土砂等の埋立て条例に該当し現在申請中です。

関係課との協議関係ですが、埋立て条例の事前協議の中で、道路や学校関係者との協議、周辺住民への周知等、全て協議が整っているとのことで、協議書および届出書等の写しが添付されております。

また、野田市南部土地改良区からの意見書も添付されておりました。

続いて、議案の8番から11番についても、権利者が同一のため一括して説明いたします。

本案については、現地調査と権利者および義務者の双方からヒアリングを行っております。

申請地と農地区分につきまして、前方の地図で説明いたします。

申請地は、常磐線南柏駅の西約1.7キロメートルに位置し、宅地化の状況が第3種農地と同程度まで進んでいる区域に近接する農地で、その規模がおおむね10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断いたしました。

権利の種類は使用貸借権の設定で、転用目的は、建設発生土を利用した農地造成です。

一時転用の期間は、令和7年6月30日までです。

権利者は、柏市亀甲台町に本店を置く有限会社で、昭和53年に設立されております。

事業内容としては、主に土木業や土砂等の運搬業を行っています。

次に、義務者についてですが、8番の方は、松戸市平賀にお住まいで75歳、耕作面積は約1.5ヘクタールで、農業従事者は4人です。

9番の方は、松戸市幸田にお住まいで58歳、耕作面積約0.7ヘクタール、農業従事者は3人です。

10番の方は、流山市前ヶ崎にお住まいで66歳、耕作面積約1.2ヘクタール、農業従事者は2人です。

11番の方は、流山市前ヶ崎にお住まいで69歳、耕作面積約0.6ヘクタール、農業従事者は3人です。

農地造成後はネギの作付けを予定しており、各義務者から作付け誓約書、計画書が提出されています。

申請理由ですが、申請地は、以前、富士川土地改良区の区域内でありましたが、現在は解散し、水稻に必要な水利は、地元の水利組合による管理となっています。

今後は、農業の収益性の観点からも、水田として継続利用が困難のため、農地を埋め立て、畑として造成するため申請があったものです。

次に、前方の土地利用計画図で事業計画の概要について説明いたします。

埋立て面積は8,029平方メートル、土量につきましては約8,800立方メートルを搬入することです。

次に、土砂の搬出元は柏市篠籠田の開発行為の現場と権利者が白井市で保管する建設発生土です。

土砂の安全性については、地質分析結果証明書および土砂発生元証明書が添付されております。

農地造成の方法については、現況の表土を1メートルすき取り場内に保管します。

すき取った上部に、建設発生土を約1メートルから1.6メートルを埋め立て、その上に保管した現況の表土1メートルを覆土する計画です。

法面は、30度の安定勾配で突き固めるとともに、種子吹付を行い、土砂の崩落を防止します。

雨水については、全面敷地内浸透とする計画です。

次に、搬入ルートは、国道6号線を通して旧日光街道を北上し、富士見橋交差点を南下して搬入する計画です。

1日の搬入台数は、14台を予定しております。

次に、周辺農地所有者への説明状況についてですが、隣接農地の所有者に、農地造成を行い畑として効率的な耕作をする旨を説明したところ、特に意見はなかったということでした。

次に、資金計画につきましては、造成費が約740万円、全額自己資金で賄う計画であり、金融機関発行の残高証明書が添付されております。

次に、他法令につきましては、千葉県土砂等の埋立て条例に該当し、現在申請中です。

次に、関係各課との協議関係ですが、埋立て条例の事前協議の中で、道路や学

校関係者、周辺住民への周知等、全て協議が整っているとのことで、協議書および届出書等の写しが添付されております。

最後に、土地所有者に対しては、責務として転用事業が行われている間、違反転用の発生を防止するため、埋立事業計画に定められたとおり実施されているかを、定期的に把握するとともに、計画どおり実施していないとき、又はその恐れがあることを知ったときは、直ちに、事業を行う者に対し事業の中止および原状回復を求めるとともに、その旨を農業委員会に通報するよう指導いたしました。

以上、権利者および申請関係者からのヒアリングや現地調査をもとに、農地法第5条の許可基準である「立地基準」や申請目的実現の確実性、周辺農地への影響、資金力、他法令の許可の見込みなどの「一般基準」、また、一時転用の妥当性、他法令との協議の進捗状況などの「転用目的別の基準」に基づき審査を行ったところ、本案についてはそれぞれ許可基準に適合していると認められたため、全会一致をもってそれぞれ許可相当という結論に達しました。

報告は以上です。

よろしく御審議をお願いいたします。

○水代会長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

◆第6番(金子孝博委員) 野田市の法人の従業員は何人ですか。

◎事務局(染谷次長) 農地所有適格法人報告書に記載されているのは、4人です。

農業年間従事日数は、代表取締役が200日、取締役2人がそれぞれ100日、もう1人が200日です。

このほかに、2～3人の障がい者を雇用していると聞いています。

◆第6番(金子孝博委員) 転用後は、野田市の法人が土地を取得するということですが、その取得金額はわかりますか。

◎事務局(染谷次長) 今回は農地法第5条の許可申請に係る転用計画が妥当かどうかを審議するものであり、今後予定されている農地法第3条の許可申請の内容である取得金額については聞いていません。

◆(藍川推進委員) 前回は、1番から7番について、土地改良区への負担金などが明確ではなかったという理由で、継続審議になったと思いますが、この点について、どのような改善点がありましたか。

また、事業費については、前回は1,500万円、今回は1,900万円となっていますが、その金額差の内容をお聞きかせください。

◎事務局(染谷次長) 前回の審議のときには、農地造成の施工に関して1,500万円ということでしたが、今回、申請地周辺道路に敷鉄を敷設するための200万円と、土地改良区の負担金200万円を追加して、1,900万円となっています。

追加分については、融資を受けて支払いをするという形になりました。

◆(藍川推進委員) 1,900万円もの資金を出して法人としてサツマイモと栗を栽培す

るということですが、採算ベースを考えると難しい点があるかなと思いますが、事業者から何か聞いていますか。

また、転用後、土地を売買するとなったときに、融資してもらえれば金額的には問題ないと思いますが、それだけの資本をかけて回収できるのか、会社として成り立つのかどうかということについて、何か説明はありましたか。

◎事務局(染谷次長) 主に、栗・サツマイモを作付けする計画で、収穫量や収益に係る事業計画書を提出してもらっております。

また、小委員会の現地調査でも事業者から説明があり、事業計画は適正と判断しました。

また、土地の取得については、農地法第3条の許可申請となり今回の議案とは別になります。

土地の売買は3年後になりますが、その時にどうなっているかわかりませんし、売買金額も聞いていません。

◆(藍川推進委員) 今回の許可は結構だと思いますが、農業委員も改選がありますので、3年後には、この許可に対する事情がわからない可能性があります。

今後、サツマイモ、栗が確実に栽培されているか否かについて、事務局の方々に確認をお願いしたいと思います。

◎事務局(染谷次長) 毎年、8月の利用状況調査において、埋め立てして農地造成を行ったところについては、毎年委員さんに現地を確認していただいております。

農地として利用しておらず、荒らしているところについては、作付けをするように指導しておりますので、このようなことを継続していきたいと思います。

◆第6番(金子孝博委員) 私の方にいろいろな情報が入ってきており、地権者と事業者で仮契約を結んでおり、野田の田の値段で1反30万円という話が出ています。

隣接の霊園は、1坪あたり8万円でした。

◎事務局(染谷次長) 小委員会のヒアリングの中で、事業者に出席していただいて、事務局から事業者に対して、今回の造成は、農業を行うための造成であることを確認して、約束させています。

○水代会長 野田市の法人の場合、表土を1メートルすき取り、2メートル盛土し、すき取った表土を1メートル覆土するということで、現況より2メートル上がることになり、前ヶ崎の場合、1～1.6メートル現況より上がるということで、搬入される土量に対する数値は合っています。

畑にするのであれば、表土20～30センチメートルしか使わないので、1メートル嵩上げするだけで畑になるわけですが、2メートルにしなければならない理由は何か聞いていますか。

◎事務局(染谷次長) 造成高を2メートルにする根拠は特に聞いていません。

○水代会長 発生土が34,000立方メートルあるから造成高が2メートルになるのか、2メートルにするために、34,000立方メートル必要なのかがよくわからないのですが、隣接の霊園と比較しても高くなると思いますが、2メートル上がるとかなり高台に

なと思います。

サツマイモを植えるのにはいいと思いますが、栗には高すぎると思います。

◎事務局(染谷次長) 埋立ての高さについては、事業計画がそのように提出されており、高さの根拠や隣接の霊園との高さの比較などは許可基準にはありませんので、調べておりません。

○水代会長 ほかに御質問ございますか。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

本案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、多数であります。

よって議案第46号については、許可することに決定いたしました。

ありがとうございました。

○水代会長 議案第49号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の5ページを御覧ください。

議案第49号

農地法第3条の規定による許可申請について

次のとおり、許可申請があったので審議を求める。

令和6年10月9日提出

今月の申請は1件です。

権利者は流山市中野久木にお住まいの方で、職業は兼農です。

申請地は、平方の田1筆 中野久木の田9筆 合計面積8,036平方メートルです。

申請事由は、農業後継者育成のため、贈与にて所有権を取得するものです。

議案案内図は、9ページにございますので併せて御参照ください。

説明は以上です。

よろしくお願い申し上げます。

○水代会長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

鈴木委員長。

○鈴木委員長 議案第49号「農地法第3条の規定による許可申請について」御報告いたします。

今月の案件は1件です。

本案についても、現地調査および権利者からのヒアリングを行い審議いたしました。

申請地につきまして、前方の地図で説明いたします。

申請地は、東武線江戸川台駅の西約1.6キロメートルに位置している田10筆で、合計面積8,036平方メートルです。

また、申請理由につきましては、農業後継者への継承を進めるため、贈与により所有権を取得するものです。

申請地の田は、投影している写真のとおり稲刈り済みの状態でした。

次に、権利者の営農状況ですが、権利者の耕作面積は約1.1ヘクタールです。

農業従事者は3名、農業従事日数は150日です。

今後、申請地を含め、引き続き耕作を続けていきたいということです。

以上のことを基に審議しましたところ、本案については、労働力の確保および農地の効率的利用の確保が図れること、また、農業従事日数を満たしていることなどが確認できており、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、全会一致をもって、許可相当という結論に達しました。

報告は以上です。

よろしく御審議をお願いいたします。

○水代会長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

本案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第49号については、許可することに決定いたしました。

ありがとうございます。

○水代会長 議案第50号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の6ページをお開きください。

議案第50号

農用地利用集積計画の決定について

次のとおり、農用地利用集積計画案について審議を求める。

令和6年10月9日提出

今月の申請は、更新が1件です。

始めに、権利者は流山市西深井にお住まいの方で、職業は農業です。

対象となる農地は、西深井の畑1筆 面積776平方メートルです。

利用権の設定期間は、更新により3年間で権利の種類は賃貸借です。

本件の議案案内図につきましては、10ページにございますので併せて御参照くだ

さい。

今月の農用地利用集積は、以上です。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○水代会長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

鈴木委員長。

○鈴木委員長 議案第50号「農用地利用集積計画の決定について」御報告いたします。

今月の案件は、更新が1件です。

本件については、引き続き3年間の利用権を設定しようとするものです。

始めに、権利者の職業は農業で年齢は35歳です。

農業従事者は2名で、農業従事日数は200日です。

次に、申請地につきましては、写真のとおり休耕状態でした。

以上のことをもとに審議しましたところ、計画要請の内容は労働力の確保および農地の効率的利用の確保が図れることや、従事日数などの各要件をいずれも満たしております。

よって、本案につきましては、全会一致をもって承認相当という結論に達しました。報告は以上です。

よろしく御審議をお願いいたします。

○水代会長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

○水代会長 権利者と義務者の関係は親子関係ですか。

◎事務局(染谷次長) 家族ではないと思います。

○水代会長 権利者は新規営農ですか。

◎事務局(染谷次長) 新規営農ではなく、経営主として営農しています。

○水代会長 ほかに御質問ございませんか。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

本案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第50号については、承認することに決定いたしました。

ありがとうございました。

○水代会長 議案第51号「地方自治法第180条の2の規定による市長の権限に属する事務の一部委任の協議について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

染谷次長。

◎**染谷次長** 別紙でお配りしている追加議案書を1枚お開きください。

議案第51号

地方自治法第180条の2の規定による市長の権限に属する事務の一部委任の協議について

流山市長から協議のあったこのことについて、次のとおり同意するものとする。

令和6年10月9日提出

本案につきましては、千葉県知事からの権限移譲について同意するものです。

農地法の農地転用の許可やそれに付随する違反指導等の権限は、本来県知事にあるものですが、流山市では平成16年4月よりその権限の移譲を受け、さらに流山市長より、その権限について流山市農業委員会が委任を受けています。

今回、農地法第51条 違反転用に関する内容の改正が行われ、別紙の新旧対照表にあるとおり、原状回復命令に従わない場合には公表することができる旨、制定されました。

この内容は、すでに権限移譲を受けている違反指導等に関連する内容のため、権限を流山市に移譲することについて、千葉県知事から流山市長に対して協議があったものです。

このため、流山市長から農業委員会会長に対しまして、市長の権限に属する事務の一部委任について協議があったものです。

説明は以上です。

よろしく御審議をお願いいたします。

○**水代会長** ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

◆**第6番(金子孝博委員)** 市独自で公表することになるのですか。

◎**事務局(染谷次長)** そのとおりです。

○**水代会長** 公表はどこですることになるのですか。

◎**事務局(染谷次長)** 法改正に基づくものになり、まだ、法改正の内容が定まっていない状況です。

まだ、想定の話ですが、国から示された質疑応答では、各自治体のホームページで公表と考えていますという程度です。

農業委員会としては、こうならない段階で、早めに違反指導をするつもりであります。

○**水代会長** ほかに御質問ございませんか。

(なしの声あり)

○**水代会長** 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

本案について、新たに委任を受けることに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第51号については、新たに委任を受ける旨、回答することに決定いたしました。

ありがとうございました。

○水代会長 次に、報告第24号「令和6年度流山市利用状況調査結果について」報告を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の8ページをお開きください。

報告第24号

令和6年度流山市利用状況調査結果について

農地法第30条第1項の規定により実施した令和6年度流山市利用状況調査の集計結果について次のとおり報告する。

令和6年10月9日報告

議案書の8ページが調査結果の集計表となります。

スクリーン上の調査日程も併せて御覧ください。

市内を2日間に分けて、委員の皆様に現地を御確認頂きました。

ありがとうございました。

8月20日(火)第1班は、南、北、駒木台、駒木地区

8月22日(木)第2班は、野々下、芝崎、前ヶ崎地区を調査頂きました。

スクリーンでは、調査当日の様子を写しています。

次に「利用状況調査結果」について御報告いたします。

スクリーンを御覧ください。

結果の内訳分類としましては、草刈り等を行うことにより耕作が可能となる農地を「1号緑農地」と呼び、草刈りだけでは直ちに耕作はできず、基盤整備等の条件整備が必要な農地を「1号黄農地」と分けました。

農地の荒廃具合が軽微なものが緑、非農地まではいかないが荒廃が進んでいるものが黄と考えていただければと思います。

まず、1号緑判定の農地です。

昨年度から状況が改善され、1号黄判定から1号緑判定に変更となった農地が3筆 合計面積2,976平方メートルです。

具体的には、野々下二丁目の農地で、所在場所・土地所有者を画面に表示しております。

次に、昨年度以前から継続して1号緑判定とした農地が10筆 合計面積3,606平方メートルです。

続いて、1号黄判定の農地です。

今年度、新たに1号黄判定となった農地が2筆 合計面積515平方メートルです。

具体的には、野々下二丁目の農地で、所在場所・土地所有者を画面に表示しております。

次に、昨年度から状況が悪化して、1号緑判定から1号黄判定に変更となった農地が8筆 合計面積8,019平方メートルです。

具体的には、野々下二丁目・芝崎の農地で、所在場所・土地所有者を画面に表示しております。

次に、昨年度以前から継続して1号黄判定とした農地が27筆 合計面積24,263平方メートルです。

なお、令和3年度から、遊休農地と判定された農地については、新規・継続を問わず農地の利用意向の調査を行うこととなりましたので、ただいま御報告した農地の所有者に対しては、文書で農地利用意向調査を行います。

次に、内訳分類の非農地(旧B判定)ですが、昨年度以前から継続して非農地B判定となっている農地が193筆 合計面積91,755.87平方メートルです。

最後に、主に田を畑に農地造成を行った土地の「造成後の作付け状況・管理状況」について行っている調査の結果です。

野々下二丁目と前ヶ崎の農地9筆 合計面積11,761.12平方メートルの状況を調査し、適正利用がされていることを確認しました。

説明は、以上です。

よろしくお願い申し上げます。

○水代会長 ただいま報告がありましたが、質問、意見がございましたら承ります。

○水代会長 状況は悪くなっていますよね。

◎事務局(染谷次長) 現地を見ていただいた際、実際に良くなった土地も何筆かありました。

特に悪くなった野々下二丁目については、恐らく相続かなにかが発生した土地で、ほったらかしになっているような場所になっています。

大地主さんに相続が発生するとこのように面積が大きく増えてしまうことがあると考えています。

○水代会長 ほかに質問ございませんか。

(なしの声あり)

○水代会長 特にないようですので、次に進みます。

○水代会長 報告第25号「生産緑地買取り申出による農業従事者への斡旋について」報告を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の9ページを御覧ください。

報告第25号

生産緑地買取り申出による農業従事者への斡旋について

生産緑地法第13条の規定による農業従事者への斡旋依頼が次のとおりあったので報告する。

令和6年10月9日報告

今月の生産緑地の斡旋依頼は1件です。

令和6年8月総会で「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願」で承認をいただきました方の農地です。

議案案内図につきましては、11ページにございますので、併せて御参照ください。

今後、買取り申出の日から3か月が経過する日までに、買取りの申し出がなかった場合には、生産緑地地区の行為の制限が解除されることになります。

今月の生産緑地の買取り申出についての御報告は以上です。

よろしくお願いいたします。

○水代会長 ただいま報告がありましたが、質問、意見がございましたら承ります。
(なしの声あり)

○水代会長 特にないようですので、次に進みます。

○水代会長 報告第26号「合意解約の通知について」報告を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の10ページをお開きください。

報告第26号

合意解約の通知について

農地法第18条第6項の規定により、次のとおり通知があったので報告する。

令和6年10月9日報告

合意解約が行われました農地は、平方にあります田1筆 面積1,080平方メートルです。

合意解約通知書の受付日は、令和6年9月11日です。

議案案内図につきましては、12ページにございますので併せて御参照ください。

今月の合意解約の報告は以上です。

よろしくお願いいたします。

○水代会長 ただいま報告がありましたが、質問、意見がございましたら承ります。
(なしの声あり)

○水代会長 特にないようですので、次に進みます。

○水代会長 報告第27号「専決処理の報告について」報告を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の11ページを御覧ください。

報告第27号

専決処理の報告について

流山市農業委員会事務局規程第7条第1項の規定により、次のとおり専決処理したので同条第2項の規定により報告する。

令和6年10月9日報告

最初に、1. の農地法第3条の3第1項の規定による届出について、報告いたします。

今月の農地法第3条の届出の報告は、1件、1筆、面積1,765平方メートルです。
事務局長専決により、書類を受理いたしました。

次に、2. の農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、報告いたします。

今月の農地法第4条の届出の報告は、2件 2筆 合計面積654平方メートルです。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

続きまして、議案書の12ページをお開きください。

次に、3. の農地法第5条第1項第6号の規定による届出です。

今月の農地法第5条の届出の報告は、16件 41筆 合計面積5,500.39平方メートルです。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

続きまして、議案書の13ページを御覧ください。

今月報告の農地法第4条・第5条届出の集計表を記載しております。

第4条につきましては、住宅用地が1件、その他の建物施設用地が1件の計2件の届出がありました。

第5条につきましては、マンションの区分所有を除く住宅用地が11件、その他の建物施設用地が5件の計16件の届出がありました。

今月の専決処理の報告は、以上です。

よろしくお願いいたします。

○水代会長 ただいま報告がありましたが、質問、意見がございましたら承ります。
(なしの声あり)

○水代会長 特にないようですので、次に進みます。

○水代会長 以上をもって、本日の定例総会に付議されました案件は、すべて議了いたしました。

これをもって、令和6年第10回流山市農業委員会総会を終了いたします。

慎重審議をいただきありがとうございました。

△閉会 午後 4 時 2 分

この議事録は、真正であることを認めて署名する。

令和6年10月9日

流山市農業委員会 会長

水代啓司

流山市農業委員会 委員

錢田 徹

流山市農業委員会委員

矢口優子